東京圏 国家戦略特別区域 区域計画(案)

平成 28年 12月 2日東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称: 国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容:都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

④ 住友不動産株式会社が、西新宿二丁目地区において、新宿副都心のエリアマネジメントと連携した観光都市としての魅力向上に資する広大なアトリウム空間を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 33 のとおり変更する。【平成 29 年に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

• 東京都市計画西新宿二丁目(8号地)特定街区 別紙33

(5) 名称:国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容:病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

② 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ(東京都千代田区)が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、学校法人順天堂順天堂大学医学部(東京都文京区)に共同研究講座を開設し、同大学医学部附属順天堂医院内に新たな病床19床を整備する。

【平成29年度より実施】

(19) 名称:特定実験試験局制度に関する特例事業

内容:特定実験試験局制度に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる事業者が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

- ① ルーチェサーチ株式会社 【平成29年3月より実施】
- ② 株式会社スカイシーカー及びDII JAPAN株式会社【平成29年3月より実施】